

I 社会福祉法人が行う事業

Q 1

社会福祉法人を設立するための事業

社会福祉法人はどのような事業を行う場合に設立できるのか。

A

- 1 社会福祉法人は、社会福祉法にいう第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を本来の業務とするために設立される法人であるので、社会福祉法人は主たる事業として社会福祉法の社会福祉事業を行う必要がある。
- 2 社会福祉法の社会福祉事業は、いわゆる社会福祉を目的とする事業を包括的にとらえるものではなく、法律の対象とすべき特定の事業を個別具体的に列挙しているものである。
したがって、およそ社会福祉を目的とする事業であれば社会福祉法人を設立できるというわけではない。
- 3 なお、社会福祉法人は、公益事業及び収益事業を行うことができるが、これは社会福祉法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要である。すなわち収益事業中心で社会福祉事業も行うというようなケースでは、社会福祉法人の設立は認められない。

社会福祉法

(定義)

第2条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- 三 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設
- 五 削除
- 六 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設を経営する事業
- 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

- 一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- 二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事

業、小規模住宅型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に規定する母子家庭等日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業

四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを営む事業

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を営む事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

七 削除

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業

十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

一 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）

二 実施期間が六月（前項第十三号に掲げる事業にあつては、三月）を超えない事業

三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの

四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人（政令で定めるものにあつては、十人）に満たないもの

五 前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

（定義）

第22条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところに

より設立された法人をいう。

(公益事業及び収益事業)

第26条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七条第二号において同じ。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。

Q 2

第二種社会福祉事業と法人の設立

第二種社会福祉事業のうち老人福祉センター、身体障害者福祉センター、母子福祉センター等の施設経営のみを行う場合に、社会福祉法人の設立は認められるのか。

A

- 1 社会福祉法人審査基準においては、老人福祉センター等の経営を行う社会福祉法人について特段の制限はない。
- 2 しかしながら、措置費等の対象とならない施設であるので、財政基盤については十分留意する必要がある。

すなわち、利用者がどの程度見込めるか、社会福祉法人自体の資金計画に無理がないか、あるいは、市町村などの地方自治体の補助等があるかどうかなどについて審査が行われる。なお、事業のみの経営の場合は、一部の例外を除き資産要件が原則1億円以上の資産を基本財産として有することとなっている。

審査基準

第2 法人の資産

2 資産の区分

(1) 基本財産

ウ 社会福祉施設を経営しない法人(社会福祉協議会及び共同募金会を除く。)は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。

Q 3

小規模又は付帯的な事業の定款への記載

小規模あるいは付帯的な事業も社会福祉法人の定款に記載しなければならないか。

A

- 1 次に掲げる事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業については、定款の変更を行う必要がない。
 - ア 救護施設において行う当該施設の退所者等被保護者の自立支援を目的とする事業
 - イ 高齢者の介護予防又は生活支援を目的とする事業
 - ウ 特別養護老人ホームの経営に付随して行う居宅介護支援事業
 - エ 障害者（児）の就業・生活支援、療育相談及び訪問入浴サービス等を目的とする事業
 - オ 身体上の障害があるために公共交通機関を利用することが困難な高齢者等に対し、移送用車両を用いて、これらの者の居宅と病院又は診療所との間の送迎等を行うことにより、これらの者の外出時における移動を支援する事業
 - カ 単身で生活する高齢者等を施設に通わせ、レクリエーション等を行うことにより、これらの者が生きがいを持てるよう支援する事業
 - キ 社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して地域住民に対して無料又は実費に近い対価で給食、入浴等のサービスを行う事業
- 2 また、定款の変更を行う必要がない公益事業は1に掲げる事業に限られるものではなく、事業の特性に応じて所轄庁が判断することとなるが、定款の目的が法人の権利義務を規律することを考えると、極力、定款に記載されることが望ましい。

定款例

第〇章 公益を目的とする事業

（種別）

第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

- (1) 〇〇の事業
- (2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

- (注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。
- (注2) 上記目的の記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえて、法人の実態に即した記述とすること。
- (注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、所轄庁の判断により必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

Q 4

「その他法人の目的達成のための必要な事業」等の定款への記載は許されるか

社会福祉協議会以外の社会福祉法人について、定款の事業目的として具体的な事業名ではなく、「その他法人の目的達成のための必要な事業」等の記載をすることは認められるか。

A

- 1 従来、社会福祉法人は、社会福祉事業について認可が行われた範囲で限定的に行うものとされており、その公共性に鑑みて包括的に事業を行うことは認められていない。
- 2 したがって、社会福祉法人が「その他法人の目的達成のための必要な事業」等の記載をすることを認めると、包括的に事業を行うことが可能となるので、そのような記載は適当ではない。

民法

(法人の能力)

第 43 条 法人は、法令の規定に従い、定款又は寄附行為で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

【とあるので、定款に「その他法人の目的達成のための必要な事業」とすると、理屈として必要であれば目的達成のため
のいかなる事業も可能となるので適当でない。また、個別に定款に登載し認可を受けることによって、結果として認可の
際の行政の指導を可能にしているものとなっている。】

Q 5

法人が将来実施する予定の事業の定款への記載

定款の目的事業に、法人が将来実施する予定の事業を記載することは認められるか。

A

- 1 将来実施する予定の事業については、必要な要件を具備し、着実な事業計画のもとに確実に事業を行い得る段階に至った時点で、定款変更認可申請を行い、その法人の事業の中に当該事業を加えるべきであり、将来実施する予定の事業を定款の目的事業に記載することは認められない。
- 2 定款の目的事業に記載される事業は、それが社会福祉事業であるか否かを問わず、その事業の裏付けとなる資産を備えることを要し、事業計画、収支予算等と一体となり、かつ、法令等で定められた必要な要件を具備していなければならない。
- 3 事業は登記事項であり閲覧に供されるものであるため、そういった意味からも実施確実なもの
なければならない。

社会福祉法

(要件)

第 25 条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

組合等登記令

(登記事項)

第 2 条

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

Q 6

公益事業の公益とは

公益事業の公益とはどのようなことか。

A

- 1 社会福祉法人の行う業務として社会福祉事業と収益事業のほか、公益事業が認められている。このような事業が認められている背景には、社会福祉法にいう社会福祉事業は、個別列挙であり、関連する広義の社会福祉を目的とする事業については、社会福祉事業に該当しないことになり、福祉ニーズの多様化に十分対応できないという事情がある。
- 2 したがって、通知において例示されている公益事業をみてもわかるとおり、広義の社会福祉の事業（本文第 1 章の 3 にある社会福祉事業の条件に準ずる性格を有する事業といえる）が該当するといえることができる。いわば、ここでいう「公益」≡「広義の社会福祉」ととらえても基本的には差し支えないと考えられる。
なお、公益事業は、税法上は収益事業として取り扱われるケースもある。

現在の社会福祉事業の事業としての一般的分類

- 利用者が自立した日常生活を送る上で、欠くことのできないサービスを提供する事業
- サービスの安定的な供給を確保するため、公的助成を通じた普及、育成が必要な事業
- 利用者への影響が大きいため、サービスの質の確保のために公的な規制が必要な事業
- 規制の対象とすることにより、ボランティアなどによる自由な活動の発展を妨げることのない事業
- 一般的に提供されている同種のサービスとの明確な区分が可能である事業

審査基準

2 公益事業

- (1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- (2) 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。

- ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
 - イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
 - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者に対し、住居を提供又は確保する事業
 - エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
 - オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
 - カ 子育て支援に関する事業
 - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
 - ク ボランティアの育成に関する事業
 - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
 - コ 社会福祉に関する調査研究等
- (3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。
- (5) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- (6) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

審査要領

2 公益事業（例示である）

次のような場合は公益事業であること（社会福祉事業に該当するものを除く。）。

- (1) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 4 項第 4 号に掲げる事業(いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業)
- (2) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業若しくは地域支援事業を市町村から受託して実施する事業又は老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)に規定する指定老人訪問看護を行う事業

なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。
- (3) 有料老人ホームを経営する事業
- (4) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業
- (5) 公益的の事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

Q 7

認可外保育所を収益事業として考えられるか

認可外保育所を収益事業として位置づけたいが、どうか？

A

社会福祉法（以下「法」という。）第 26 条第 1 項において、社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、その収益を社会福祉事業及び公益事業に充てることを目的として、収益事業を行うことができることとされているが、本件の認可外保育所の経営を収益事業として位置づけることが可能かどうかについては、まず、一般的な認可外保育事業の本質を理解することが必要であると考えられる。

厚生労働省局長通知である「社会福祉法人の認可について(通知)」では、収益事業について規定しているが、その経緯は以下のような状況である。社会福祉事業法制定以前においては、社会福祉事業を行う主体としては民法上の公益法人によるとされていたが、その法人自体が営利を目的とするものであってはならないという制限以外には収益事業についての規定は存在しなく、公益法人自体が営利を目的とするものでなければ、収益事業を行っても差し支えないという解釈論が成立していた。

その後、憲法第 89 条が制定され、公の支配に属さない団体への公金の支出が制限されたことにより、多くの公益法人において収益事業の経営が行われることとなり、社会福祉事業の適正な運営を阻害するような事態を招くおそれがあったことから、法の前身である社会福祉事業法により、収益事業が明記されることになった。

そして、法の適正な実効を担保するために厚生労働省通知が発出され、現在の上記局長通知に至っている。通知では、収益事業については広範囲にわたるため限定列举には至らず、収益事業の基本的定義に止め、禁止される事業が記載されている状況である。従って、上記局長通知の収益事業に該当するかどうかについては、様々な観点から検討する必要がある。

法に規定されている社会福祉事業は、社会経済状況の変遷に応じて絶えず変化し、また複雑多岐にわたるため定義することは難しいが、一定の基準により法第 2 条で社会福祉事業が定義され、さらに第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業とに区別されている。

そこでは、法第 2 条第 3 項第 2 号により、児童福祉法に規定する保育所は第二種社会福祉事業として位置づけられている。また、児童福祉法第 7 条において保育所は児童福祉施設と定義づけられ、また、児童福祉法第 35 条第 4 項には国、都道府県及び市町村以外の者は、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができることとされており、児童福祉施設である保育所は、都道府県及び市町村以外の者が設置する場合は認可によって設置が認容されることになる。従って、法第 2 条第 3 項第 2 号に定められている児童福祉法上の保育所で都道府県及び市町村以外が設置したものは、認可保育所ということとなり、通常の認可保育所は法第 2 条第 3 項第 2 号に規定するところの保育所ということが理解できる。

次に、認可されていない認可外保育所については、現行法上、社会福祉事業に分類されていないが、児童福祉法第 59 条では「認可を受けない施設に係る調査等」について規定しており、児童福祉法は認可外保育所に対して行政が規制する権限を与えている。このことは、認可外保育所についても、法上の保育所と同様に児童福祉法の対象となり、児童福祉法第 1 章総則にある「児童の生活

の保障と愛護」という公の利益の確保、換言すれば児童の福祉を保障するための児童に関する法令の原理を認可外保育所にも求めており、認可外保育所を、「利用者への影響が大きいため、公的な規制が必要な事業」として認定していることにもなり、社会福祉事業の一つの形態である「利用者への影響が大きいため、サービスの質の確保のために公的な規制が必要な事業」に近似する事業である「利用者への影響が大きいため、利用者の安全のために公的な規制が必要な事業」として位置づけていることにもなると考えられる。(実際、認可外保育所への行政の関与の主たる目的は児童の生命の安全である。)

したがって、公益性が求められる認可外保育所を、収益を得ることを目的として反復継続して行われる収益事業として位置づけることは困難である。

社会福祉法

(公益事業及び収益事業)

第26条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七条第二号において同じ。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。

第2条

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住宅型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

児童福祉法

第1章 総則

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

第35条

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

第59条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十六条から第四十四条まで(第三十九条の二を除く。)に規定する業務を目的とする施設であって第三十五条第三項の届出若しくは認定こども園法第十六条の届出をしていないもの又は第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの(前条の規定により児童福祉施設若し

くは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

- 2 第十八条の十六第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第一項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 都道府県知事は、前項の勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 都道府県知事は、第一項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。
- 6 都道府県知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。
- 7 都道府県知事は、第三項の勧告又は第五項の命令をした場合には、その旨を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

Q 8

有料老人ホームの経営

老人福祉施設を経営する社会福祉法人が有料老人ホームを経営する場合、この有料老人ホームの規模について制約はあるか。また、この規模は、どのように判断したらよいか。

A

- 1 社会福祉法人の行う事業は、社会福祉事業が中心でなければならない。
したがって、総合的にみて社会福祉事業よりもそれ以外の事業が中心となっているようなことは認められないものである。
- 2 特別養護老人ホーム等を経営する社会福祉法人にあっては、有料老人ホームの経営は公益事業に該当するが、この場合、有料老人ホームの方が、当該社会福祉法人にとって事業費について主たる地位を占めるものであってはならない。
なお、過去においては、社会福祉法人が経営する社会福祉事業と関連する公益事業のみの実施であったが、現在は新たなニーズに対応するために、直接関連しない公益事業についても行うことができる。

審査基準

第1

2 公益事業

- (4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。

Q 9

社会福祉法人の病院・診療所経営

社会福祉法人が病院・診療所を経営するにはどのような要件を満たす必要があるのか。

A

1 当該法人の行う公益事業が社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であることとされており、病院・診療所の経営は、公益事業に該当するものである。(施設最低基準に診療所等が求められている場合を除く。)

このため、法人の行う病院・診療所経営とその他の法人が行う公益事業をあわせたものの事業規模が社会福祉事業の事業規模を超えないことが必要である。

2 また、社会福祉法人が公益事業として病院・診療所を経営するためには、さらに当該病院または診療所が福祉と関係のある医療サービスを提供するものであることが必要とされている。

具体的には、

(1) 特別養護老人ホームに診療所を併設して、医療・福祉の総合的なサービスを提供するような場合

(2) リハビリ専門病院など社会福祉と関係のある医療サービスを提供する場合などが考えられる。

Q 10

公益事業を行う際にしての多額の借入れ

公益事業を行うにあたって、設備資金(または運営資金)として多額の借入れを行うことは認められるか。

A

法人の行う事業は、社会福祉事業が中心でなければならない。

従って、従たる地位にある公益事業のために多額の借入れを行うことは、公益事業が中心とみられるおそれがあり認められない。

なお、法人の本来事業である社会福祉事業のために多額の借入れを行い、その結果、法人の事業経営が行き詰まる危険性がある場合にも、当然慎重にならなくてはならない。

Q 11

社会福祉法人が行う収益事業としてふさわしい事業

社会福祉法人が行う収益事業としてふさわしいものはどのようなものか。

A

1 社会福祉法人の行う収益事業の種類としては、「特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと」とされており、ふさわしくないものとしては、

- ① 風俗営業及び風俗関連営業
- ② 高利貸
- ③ 風俗営業、高利貸等に便宜を供与する事業

などがあげられている。

また、社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合、社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合には、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるとされ、認められない。

2 また、収益事業は安定的な収入を得られるものが好適とされており、社会福祉法人の所有する土地・建物を利用して、都会地において貸ビル、駐車場のようにな確実な収益が期待できるものが望ましい。

そのほか、公共施設内の売店なども例としては望ましいものである。

したがって、社会福祉法人がわざわざ土地を借りるなどにより、駐車場を経営するようなことは好ましくない。

審査基準

第1

3 収益事業

- (1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下(3)において同じ。)の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- (2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- (3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- (4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- (6) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令(昭和39年政令第224号)第6条第1項各号に掲げる事業については、(3)は適用されないものであること。

審査要領

第1

3 収益事業

(1) 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。

ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等

イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合

(2) 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)にいう風俗営業及び風俗関連営業

イ 高利な融資事業

ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

(3) 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。

ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合

イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

(4) (2)及び(3)の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。

なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。

Q 12

収益事業の規模

社会福祉法人の行う収益事業は当該法人の行う社会福祉事業を超える規模であってはならないとされているが、その判断の基準は何か。

A

社会福祉法人は、あくまでも社会福祉事業を行うことが本来の業務であり、収益事業や公益事業が社会福祉法人にとって、本来の目的であるかのような外観を呈することは認められないところである。

この場合の基準としては、収益事業に係る予算規模が、社会福祉事業の予算規模からみて過大か否かによって判断すべきである。

審査基準

3 収益事業

(5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。

Q 13

社会福祉施設の建物を活用しての学習塾の経営

社会福祉施設の建物について、利用者が利用しない時間を活用して、学習塾の経営等の収益事業を行うことはできるのか。

A

- 1 社会福祉法人が収益事業を行う場合には、一般的要件として、次のような要件がある。
 - ① 社会的信用を傷つけるおそれのないものであること。
 - ② 投機的なものでないこと。
 - ③ 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
 - ④ 社会福祉事業よりも主たる地位を占めるようなものであってはならないこと。
- 2 設問のケースでは、学習塾ということであり、従前は「社会福祉事業の用に供する資産と収益事業に供する資産は明確に分離できるものでなければならないこと」という要件があったが、平成19年3月30日付の厚労省通知では削除されたので、施設の空き時間を利用するのであれば可能であると考えられる。

審査基準

第1

3 収益事業

- (4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

Q 14

基本財産若しくはその他財産を公益事業又は収益事業のために使用すること

法人の基本財産若しくはその他財産を公益事業又は収益事業のために使用することは認められるか。

A

公益事業又は収益事業に関する会計は、社会福祉事業に関する会計と明確に区分しなければならず、このことは資金の流れだけに限らず、公益事業又は収益事業に供する不動産及び動産についても同様である。

したがって、公益事業用財産又は収益事業用財産以外の法人の基本財産若しくはその他財産を公益事業又は収益事業のみに使用することは認められない。

Q 15

収益事業の収益の使途（社会福祉施設の整備費）

収益事業による収益を社会福祉施設の建設費のために積み立てることは認められるか。

A

社会福祉法人の行う収益事業から生ずる収益については、社会福祉事業にあてることとされている。したがって、その収益を施設建設費の償還財源とすることも、将来建設する予定である社会福祉施設の建設費に充当するため、社会福祉事業会計に積み立てておくことも可能である。

審査基準

第1

3 収益事業

(3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。

Q 16

収益事業の収益の使途（社会福祉施設の建設費の償還）

収益事業による収益を社会福祉施設の建設費の償還に充当してよいか。また、収益を新たに建設する社会福祉施設の建設費に充当してもよいか。

A

収益事業の収益は、社会福祉事業の経営にあてるのであれば、特にその制限はない。

また、さらに、収益事業の収益を社会福祉事業の会計に積み立て、将来の社会福祉事業の経営にあてることも差し支えないと考えられる。

したがって、施設の新設、増築等の費用にあてることも想定されるケースである。

Q 17

収益事業を始めるに際しての借入れ

収益事業を始めるにあたって、設備資金（または運転資金）として借入を行うことは適当か。

A

収益事業のため多額の借入を行うことは、本来の社会福祉事業の経営に影響を与えるおそれがあり、認められない。したがって、わざわざ借入を行ってまで、新たに収益事業を行うことはできない。

Q 18

収益事業から生じた収益の再投資

収益事業から生じた収益を、収益事業の規模を拡大するために設備投資等を行うことは認められるか。

A

法第 26 条第 1 項においては、収益事業から生じた収益は社会福祉事業の経営にあてることとされている。

したがって、収益事業の事業規模拡大のための再投資は認められない。

社会福祉法

(公益事業及び収益事業)

第 26 条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七条第二号において同じ。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。

Q 19

収益事業の収益の使途（公益事業）

収益事業から生じた収益は公益事業に充当してもよいのか。

A

社会福祉法において、収益事業から生じた収益は社会福祉事業又は一部の公益事業の経営にあてることとされており、公益事業であればどのような事業にあててもよいというものではない。

収益事業から生じた収益をあてることのできる公益事業とは、

- ① 社会福祉法第2条第4項第四号に掲げる事業
- ② 介護保険の居宅サービス、居宅介護支援事業、介護老人保健施設を経営する事業
- ③ 社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設、保育士養成施設を営する事業などである。

社会福祉法

(公益事業及び収益事業)

第26条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七条第二号において同じ。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。

社会福祉法施行令

第13条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。

- 一 法第二条第四項第四号に掲げる事業
- 二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業又は同条第十八項に規定する介護予防支援事業
- 三 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を営する事業又は同条第二十九項に規定する介護医療院を営する事業
- 四 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第七条第二号若しくは第三号又は第四十条第一号から第三号までに規定する厚生労働大臣の指定した養成施設を営する事業
- 五 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)第七条第二号又は第三号に規定する厚生労働大臣の指定した養成施設を営する事業
- 六 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を営する事業
- 七 前各号に掲げる事業に準ずる事業であつて厚生労働大臣が定めるもの

社会福祉法

(定義)

第2条

- 4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。
- 一 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）
 - 二 実施期間が6月（前項第13号に掲げる事業にあつては、3月）を超えない事業
 - 三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの
 - 四 第2項各号及び前項第1号から第9号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（政令で定めるものにあつては、10人）に満たないもの
 - 五 前項十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

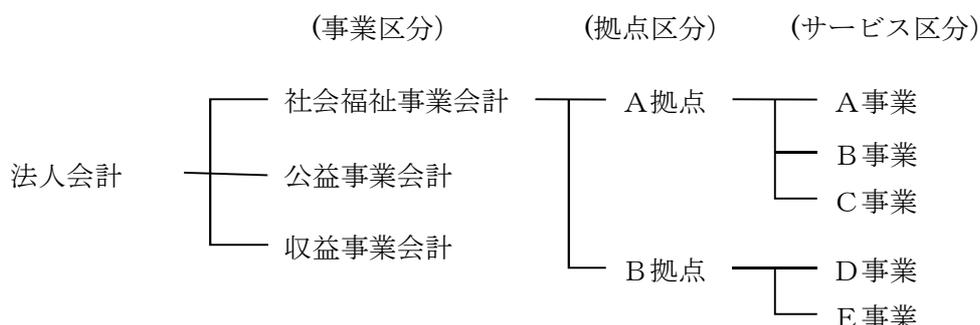
Q 20

収益事業の収益の用途（法人本部会計への繰り入れ）

収益事業を行う社会福祉法人が収益事業から生じた収益を全額法人本部会計に繰り入れれば、それで社会福祉事業に使用したことになるのか。

A

- 1 社会福祉法人の会計は次のように区分される。



- 2 法人本部会計は、社会福祉事業会計のひとつの拠点又はサービス区分に位置付けられるものである（ただし、本部の事務であっても、明らかに収益事業や公益事業に属するものについては、それぞれの事業区分で経理すべきである）。
- 3 このことからすると、法人本部会計に収益事業からの収益を繰り入れれば、社会福祉事業にあてられることになると考えて差し支えない。

Q 21

収益事業の停止

収益事業の停止が命じられるのは、どのような場合か。

A

- 1 社会福祉法人の所轄庁である厚生労働大臣・都道府県知事・指定都市の市長・中核市の市長は、社会福祉法人の収益事業の運営が適正を欠くと認められる場合には、社会福祉法第 57 条の規定により、その収益事業の停止を命ずることができることとされている。
- 2 これは収益事業については厳正な運営を求め、社会福祉事業の純粋性及び公共性を確保しようとするものである。
- 3 具体的に停止命令が発動されるのは、
 - ① 定款記載の収益事業以外の事業を行っているとき
 - ② 収益を社会福祉事業又は定められた公益事業以外のものに使用しているとき
 - ③ 収益事業に職員を配置する等により社会福祉事業に支障が生じているときである。

社会福祉法

(公益事業又は収益事業の停止)

第 57 条 所轄庁は、第 26 条第 1 項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

- 一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。
- 二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。
- 三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。